

P・ヒル 著

『南部ガーナの
移住ココア農民』Polly Hill, *Migrant Cocoa-Farmers of Southern Ghana*, Cambridge, The University Press, 1963, 256 p.

I

ガーナの輸出総額の60%を占め外貨獲得の第一人者たるココア産業が、ガーナ経済の中核であることは否定できない事実である。それまで、多少の変遷はあったにしても、1906年にゴムを抜き、1910年に金を越えてゴールド・コーストの輸出額で第1位を得て以来、ガーナ経済の中核たる位置を確立してきたのである。

ココア豆は、改めて言うまでもなく国際的商品作物の一つである。しかし、その国際価格はあまりにも変動が激しく、またその市場は投機的である。それにもかかわらず、ゴールド・コーストのココア産業は成長しつづけ、ガーナのココア産業としての地位は確固たるものとなったのである。

それでは、このようなココア産業の成長、発展は、いかなる環境のもとに可能であったのであろうか。この疑問は、すでに少なからぬ研究者によって究明が試みられたが、書評者の関知するかぎりでは、いまだ十分、納得すべき解答は与えられていない。

これから紹介しようとするポリ・ヒルの労作は、上記の疑問に対し、自らの“目”と“足”をもって接近し、鋭い分析を試みたものと言うことができる。

著者ポリ・ヒルは1955年より61年までガーナ大学経済学学科研究員、62年より63年10月までは同大学経済学学科主任研究員であったが、1963年11月よりガーナ大学付属アフリカ学研究所(The Institute of African Studies)の主任研究員に転じて現在に至っている。

II

本書の構成はつぎのとおりである。

- I 序 文
- II 同座制度
- III 同族的土地制度
- IV 土地相続における慣習法の作用
 - (1) 同座制土地に対して

(2) 同族制土地に対して

- V アキム・アブアクワ地方での土地売買と慣習法
- VI 背景的経済条件
- VII 農民移住の過程における経済的特質
- VIII 農民移住の地理的概観

以下、内容を説明する。

第1章(序文)において、著者は同座(The Company)制度および同族的土地(The Family Land)制度について、つぎの事実を指摘している。

{同座的土地制度——父系社会——縞状土地分割
{同族的土地制度——母系社会——モザイク状土地分割

すなわち、以下第8章までに展開される著者の論旨を十分理解するために、上記の事実認識をまず求めたわけである。続いて著者は、なぜ農民移住の研究に着手するにいたったかの動機を5項目にわたり説明しているが、「わたくしは偶像破壊的な楽しみを持っている。それはガーナのココア産業の創始者が小作農であるという“神話”をこの手で打ち破りたいとねがっているからである」と述べていることで代表されていると思われる。

本章の最後に、著者は、ほとんどのココア産業に関する調査報告書が指摘するように、農地購入の事実は別に新奇なことではなく、つぎのような事由によるものであると説明している。

- (1) 1890年代初期には、アクワピン(Akwapim)の農民たちはすでに、コーヒーやココアなどの新しい商品作物の採算可能性についておおいに関心をいだいていたのであるが、それら作物の栽培のための土地が不足していたこと。
- (2) 特にアブリ(Aburi)植物園で、わずかながらコーヒーやココアの種子と苗が入手できるようになり、他方、ヨーロッパ系の輸出商社も、これらの商品作物を取り扱うようになりはじめたこと。

第2章——ここでは、同座制度という土地購入組合が早くも1900年ごろには成立したことを指摘するとともに、この制度が(ココア農地は個人によって転売されず、所有者の委託を受けた酋長によってまとめて売り渡されるのが通例で、したがって買い手側も、より安価に買い取るためには希望者同志が共同せねばならないこと)に起源を持つと説明されている。しかし、同座制度においては土地所有および耕作について共同作業ないし共同経営の事実はまったく見られないのである。

第3章では、第2章で説明された同座制度に対比されるものとして、母系的部族であるアクワピン(Akwapim)

の移住農民が組織した“同族的土地制度”について解説している。すなわち、この制度は親族関係のある者のみにより組織され、個々の加入者は割り当てられた土地を独力で耕作するのであるが、初期の同族制では、開墾し、作付けした土地はその個人に完全な所有権が認められていた。しかし、その家長の死後も土地の分割相続が認められなかったアカン族 (Akan) においても、しだいに分割相続が行なわれるようになり、その結果として小規模なモザイク状土地が現出することになったのである。

第4章においては、同座制および同族制のそれぞれに関する慣習法的相続について、つぎのように説明している。

まず同座制において、土地は同族財産と見なされているため、土地または農地の相続者はその慣習に従い、その用益権 (usufruct) を同族の者に貸与せねばならないのであるが、その場合(用益権貸与の決定)最も重要な条件となるのは被貸与者が在村しているということである。

これに対し、同族制においては農地あるいは土地の相続者が当該地に居住しているか否かは、相続者決定の主要因とはならない。

第5章において最も強調されている点は、土地がしばしば“分割払い”で支払われたということであり、それは農民移住の最も初期からすでに行なわれていたという事実である。しかし、支払い完了までに数十年を要することもめずらしくなかったため、売り手の酋長(またはその相続人)はアクワピンの町に住みついて集金するようになったというのである。他方、アキム・アブアクワの慣習法に従えば、“土地より生ずるいかなるもの”もその3分の1は大酋長に帰属すべきであったけれど、農民移住の当初から土地の売り手はかれらが土地を売った相手に対して、なんらの条件も付けず、そのためかれらの慣習法から見て大酋長の利益は無視されていたと思われる。さらに、アキム・アブアクワにおける土地売買で販売を確認するために行なわれる *guaha ceremony* (グアハ儀式) の慣習について著者の言葉を引用すれば、「*guaha ceremony* は所有権の移動とともに移行せねばならない“霊”をなだめること、および河川、丘陵、岩石、大木などに宿っている“永久霊”に対して、所有権の移動を告げ、新しい所有者の繁栄と成功を祈願する儀式である。この儀式を行なったアキムの酋長たちは、いったん移住ココア農民に売り渡された土地を二度と買ひもとすことはしなかった」。

III

以上紹介した第1章から第5章までにより、著者はアクワピンからアキム・アブアクワへの農民移住の前提条件ともいうべき事情を説明してきたのであるが、第6章以下においては、ココア産業発展の推進者たる移住農民の果たした経済的意義と寄与について述べている。

第6章において著者は、アクワピン・ココア農民の移住が開始された1890年ごろにおける経済的背景は何であったかについて述べている。

早くからパーム・オイルおよびパーム核がアクワピンで生産され、アクラおよびアクセなどの港から輸出されていたが、当該地方ではヤムととうもろこし以外の食糧作物は、すべて婦人により耕作、収穫および販売されていた。そして1810年代初期には、アクワピンの男子はオイル・パームおよびゴムの交易(輸出)を通じて、すでにながりの利益をあげていたのである。しかし、著者は引き続き、つぎのような事由により、1890年代にはすでに農民移住の機が熟していたと指摘している。

(1) アクワピンの農民および商人たちはアクラ・アクセ、プラム・プラムなどの港に対し地理的優位にあり、パーム産品およびゴムの交易に広く参加することができた。なかんずく、アクワピンにはドドワという農産物集荷市場があった。

(2) 1890年初期、イギリス銀貨の導入が行なわれたが、旧貨幣と子安貝に比較して新銀貨は入手が困難であったので、アクワピン農民がココア生産の可能性を結論する以前に、アキム・アブアクワ南部地方では、すでに土地の売買が行なわれはじめていた。

(3) ガーナで最も快適で住みよい地域の一つであるアクワピンの人口が、増加しつつあったことは十分想像され、まだ農地不足の起こっていないときに、早くもある町の者たちは土地を求めて旅する必要を感じていた。

(4) ベセル使節団の調査報告によれば、1891年現在アクワピン地方には8カ所に学校が設置され、男子423人、女子197人の生徒を有し、早期より教育の充実が図られていた。他方、1898年ガーナ西部の主要港であるセコンディ (Sekondi) への鉄道敷設にあたり労務者として動員された結果、アクワピンの知識欲および経済観はおおいに刺激され、同時に拡大された。

(5) ドイツを主体とするヨーロッパ系商社が沿岸都市に支店を開設し、ココア豆という新しい商品を喜んで取り扱うようになったというココア産業発展の基礎条件があった。

第7章は本書で最も中心的部分を成すものである。著

者ポリ・ヒルの論述によれば、ココア農民移住における本質は、将来への望見、洞察を思慮深く行なうことであって、“安易なその日暮らし”と“単なる冒険心”によって支配されていたのではないのである。もちろんごく最近まで農村地方には銀行支店はなかったという理由はあるにせよ、銀行預金から自動的に所得税が徴収されるとか、銀行預金は政府への献納と同じものだという誤解のため銀行預金は非常に嫌悪されてきた。これに反し、土地（農地）はいわゆる生産要素としての意義とともに、貯蓄銀行としての要素も持つものと認められ、移住農民が開拓したココア農地は“投資”の一種であるとみなされていたのである。そのため、ココア豆の高価格の結果もたらされたココア農民の非常な繁栄が、ただちに土地購入の増加となって反映してきたのである。先に述べたように、ココア農地は長期の投資であると見なされてきたけれど、その農地保有者たる農民はココア農業の経営者であり、したがってかれらの経済活動に関する長期の考察も必然的になるのである。

ところでアクワピンのココア農民について論述する場合、アクワピンあるいはガ族の金融農民の存在と機能を度外視することはできない。つまり、個人的交渉、競売および担保物件などの方法により、かれら（金融農民）は土地を入手し、それらの土地を転売することにより利益を得て、いわゆる金融業者としての機能を完備するようになるのである。

つぎに著者は移住農民の労働力雇用について言及し、労働力（ココア農業に関する）を主として家族労働に依存していた時代をココア産業の資本主義的発展の第1段階とし、大規模な労働力雇用の時代にはいると同時にココア産業は資本主義的発展の第2段階に達したと述べている。この労働力雇用については、著者が最も強い関心を持っているところであり、アブサ (abusa)、ヌコクアノ (nkotokuano) という労働雇用形態から、時間制労働者としてのいわゆる年功労働者 (annual labourer) の出現、さらに契約労働者 (contract labourer) および日雇い労働者 (daily labourer) の出現について詳説している。

第8章——ここではアクワピンのココア農民がアキム・アブアクワへ移住した経路を、個々の地名をあげて説明しているが、その詳説は避けることにしたい。

IV

一般的に言って、移住ココア農民のあいだに銀行などの近代的金融機関に対し大きな誤解があったことは、すでに著者も指摘しているところであり、これらの誤解

と不信のため、ココア農民の投資（再投資も）はすべてココア農地購入となって現われたとされている。しかし移住ココア農民の投資（および再投資）が、病虫害防除、品種改良、施肥技術改善などのいわゆる生産性上昇に向けられなかった理由と、その歴史的背景には十分な分析が行なわれていない。ココア栽培における最大の難問題として現われたいわゆる Swollen Shoot（若枝膨脹病）の防除に関する調査研究のために、1938年にタホ (Tafo)——アクラ北方約70マイル——に西アフリカ・ココア調査研究所 (West African Cocoa Research Institute) がイギリス政府により創設されるまで、いわゆる篤農などの手により、生産性上昇への努力がどのような形で行なわれてきたかについて、われわれは注目せねばならないからである。

また著者の指摘によれば、ココア農民の移住により、早期よりいわゆる“農地売買市場”が確立しており、いわゆる“金融農民”の出現により農地が生産要素の一つとしてではなく利潤追求のための投機の対象として存在したのであるが、投機対象としてのココア農地は、価格不安定、担保能力が前提条件として存在せねばならず、市場の競争関係についても分析されねばならない。

いずれにせよ、著者も述べているように、アクワピン地方からココア農地の豊富なアキム・アブアクワ地方に積極的進出を試み、実験的規模にすぎなかったココア栽培を、その“資力”と“たゆまぬ企業精神”とによって「産業」として認識されるまでに推進したかれら移住ココア農民の意義は、もちろん高く評価されねばならない。しかし、あくなき利潤追求欲により、生産要素たるべきココア農地が投機の対象と化し、その結果ココア農家の階層分化を増長したこと、さらに生産性上昇への努力が高く評価されない一般的風潮を生んだ事実に対する著者自身の見解は述べられていない。

しかしながら、6年以上もガーナ・ココア産業の調査研究に従事しえたという条件を除いても、一つ一つの事実を着実に把握し、収集し、分析した著者の努力は高く評価されるべきである。著者が本文において語るまでもなく、アフリカの地域研究は、いわゆる慣習法の複雑さによって非常に困難な作業である。言葉、気候、交通などの悪条件ももちろん忘れることはできない。これらの、あらゆるハンディキャップを克服しながら、地道に研究を進めたかの女の態度には、ただ驚異の目をみはるばかりである。

(海外派遣員 細見真也)

—— 在アクラ ——